

別記様式第48号（第103条関係）

営業の方法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を 従業者として使用 すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を 客として立ち入らせ ること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。） の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる 場合はその内容 及び時間帯	遊 興 の 内 容
	時 間 帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
当 該 営 業 所 に お い て 他 の 営 業 を 兼 業 すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法」欄には20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。